

## 議案第45号

### 取手市長の給料月額の特例に関する条例について

取手市長の給料月額の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

取手市長 藤井信吾

#### 提案理由

取手市立中学校の生徒の自死事案に対する市の対応が社会的に大きな影響を与えたことを重く受け止め、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6か月間、市長の給料を10パーセント減額する措置を講ずるため、本条例を制定するものです。

## 取手市長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年条例第85号。以下「特別職給与条例」という。）第3条の規定に基づき支給する市長の給料月額の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 特例期間に支給する市長の給料月額は、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。